

○朝霞市個人番号の利用に関する条例施行規則

平成29年12月20日規則第36号

改正

平成30年9月28日規則第20号

令和5年3月27日規則第12号

朝霞市個人番号の利用に関する条例施行規則

朝霞市個人番号の利用に関する条例施行規則（平成27年朝霞市規則第28号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、朝霞市個人番号の利用に関する条例（平成27年朝霞市条例第37号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（条例別表第1の規則で定める事務）

第2条 条例別表第1の1の項の規則で定める事務は、次のとおりとする。

- (1) 朝霞市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例（平成4年朝霞市条例第28号。以下「ひとり親医療費条例」という。）第3条第1項の対象者（第8条において「対象者」という。）の資格の確認に係る事務
- (2) ひとり親医療費条例第8条第1項に基づく変更の届出に係る事務
- (3) ひとり親医療費条例第8条第2項に基づく現況の届出に係る事務

第3条 条例別表第1の2の項の規則で定める事務は、朝霞市介護保険利用者負担軽減対策費補助金の対象者（第9条において「対象者」という。）の資格の確認に係る事務とする。

第4条 条例別表第1の3の項の規則で定める事務は、次のとおりとする。

- (1) 朝霞市重度心身障害者医療費の支給に関する条例（昭和48年朝霞市条例第24号。以下「重度医療費条例」という。）第3条第1項の対象者（第10条において「対象者」という。）の資格の確認に係る事務
- (2) 重度医療費条例第8条第1項に基づく申請に係る事務
- (3) 重度医療費条例第9条に基づく届出に係る事務

第5条 条例別表第1の4の項の規則で定める事務は、次のとおりとする。

- (1) 朝霞市在宅重度心身障害者手当支給条例（昭和54年朝霞市条例第35号。以下「在宅心身手当支給条例」という。）第3条第2項の受給資格の認定に係る事務
- (2) 在宅重心手当支給条例第4条第2項の受給資格の喪失に係る事務

第6条 条例別表第1の5の項の規則で定める事務は、次のとおりとする。

- (1) 朝霞市障害児・者日常生活用具給付等事業の給付の申請等に係る事務
- (2) 朝霞市障害者移動支援事業の利用の申請等に係る事務

第7条 条例別表第1の6の項の規則で定める事務は、次のとおりとする。

- (1) 生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について（昭和29年社発第382号厚生省社会局長通知）による生活に困窮する外国人（以下「要保護等外国人」という。）に対する生活保護法（昭和25年法律第144号）第19条第1項の規定に準じた保護の実施に係る事務
- (2) 要保護等外国人に対する生活保護法第24条第1項の規定に準じた保護の開始若しくは同条第9項の規定に準じた保護の変更の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に係る事務
- (3) 要保護等外国人に対する生活保護法第25条第1項の規定に準じた職権による保護の開始又は同条第2項の規定に準じた職権による保護の変更に係る事務
- (4) 要保護等外国人に対する生活保護法第26条の規定に準じた保護の停止又は廃止に係る事務
- (5) 要保護等外国人に対する生活保護法第29条第1項の規定に準じた資料の提供等の求めに係る事務
- (6) 要保護等外国人に対する生活保護法第55条の4第1項の規定に準じた就労自立給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に係る事務
- (7) 要保護等外国人に対する生活保護法第55条の5第1項の規定に準じた進学準備給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に係る事務
- (8) 要保護等外国人に対する生活保護法第55条の8第1項の規定に準じた被保護者健康管理支援事業の実施に係る事務
- (9) 要保護等外国人に対する生活保護法第63条の規定に準じた保護に要する費用の返還に係る事務
- (10) 要保護等外国人に対する生活保護法第77条第1項又は第78条第1項から第3項までの規定に準じた徴収金の徴収（同法第78条の2第1項又は第2項の規定に準じた徴収金の徴収を含む。）に係る事務

（条例別表第2の規則で定める事務及び情報）

第8条 条例別表第2の1の項の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ、当該各号に定める情報とする。

- (1) 対象者の資格の確認に係る事務 次に掲げる情報
 - ア 申請者、対象者である児童（ひとり親医療費条例第2条第1項の児童をいう。以下この号

において同じ。）、申請者の配偶者若しくは申請者と生計を同じくする扶養義務者（申請者が養育者である場合は、申請者の生計を維持する扶養義務者）に係る道府県民税（地方税法（昭和25年法律第226号）第4条第2項第1号に掲げる道府県民税（個人に係るものに限る。）をいい、都が同法第1条第2項の規定によって課する同号に掲げる税を含む。）に関する情報

イ 児童等（ひとり親医療費条例第5条第1項の受給者証の交付等の申請に係る児童、父（ひとり親医療費条例第2条第2項の父をいう。）、母（ひとり親医療費条例第2条第2項の母をいう。）又は養育者（ひとり親医療費条例第2条第3項の養育者をいう。）をいう。以下同じ。）に係る生活保護法第19条第1項の保護の実施、同法第24条第1項の保護の開始若しくは同条第9項の保護の変更、同法第25条第1項の職権による保護の開始若しくは同条第2項の職権による保護の変更又は同法第26条の保護の停止若しくは廃止に関する情報（以下「生活保護実施関係情報」という。）

ウ 児童等に係る中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第1項若しくは第3項の支援給付の支給の実施又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則第4条第1項の支援給付の支給の実施に関する情報（以下「中国残留邦人等支援給付実施関係情報」という。）

エ 児童等に係る国民健康保険法（昭和33年法律第192号）の被保険者の資格に関する情報

オ 児童等に係る生活保護法第19条第1項の保護の実施、同法第24条第1項の保護の開始若しくは同条第9項の保護の変更、同法第25条第1項の職権による保護の開始若しくは同条第2項の職権による保護の変更又は同法第26条の保護の停止若しくは廃止に準じて要保護等外国人に対して行う措置に関する情報（以下「外国人生活保護実施関係情報」という。）

（2）ひとり親医療費条例第8条第1項に基づく変更の届出に係る事務 前号に掲げる情報

（3）ひとり親医療費条例第8条第2項に基づく現況の届出に係る事務 第1号に掲げる情報

第9条 条例別表第2の2の項の規則で定める事務は、対象者の資格の確認に係る事務とし、同項の規則で定める情報は、次に掲げる情報とする。

（1）対象者又は当該対象者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税（地方税法第5条第2項第1号の市町村民税（個人に係るものに限る。）をいい、特別区が同法第1条第2項の規定によって課する同号に掲げる税を含む。以下同じ。）に関する情報

（2）対象者又は当該対象者と同一の世帯に属する者に係る住民票に記載された住民基本台帳法

(昭和42年法律第81号) 第7条第4号に規定する事項

(3) 対象者又は当該対象者と同一の世帯に属する者に係る国民年金法(昭和34年法律第141号)、私立学校教職員共済法(昭和28年法律第245号)、厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)、国家公務員共済組合法(昭和33年法律第128号)若しくは地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報

(4) 対象者に係る生活保護実施関係情報

(5) 対象者に係る外国人生活保護実施関係情報

第10条 条例別表第2の3の項の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ、当該各号に定める情報とする。

(1) 対象者の資格の確認に係る事務 次に掲げる情報

ア 対象者に係る市町村民税に関する情報

イ 対象者に係る生活保護実施関係情報

ウ 対象者に係る中国残留邦人等支援給付実施関係情報

エ 対象者に係る身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第1項の身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条第1項の精神障害者保健福祉手帳及び埼玉県療育手帳制度に基づく療育手帳の交付及び障害の程度に関する情報(以下「障害者手帳等関係情報」という。)

オ 対象者に係る国民健康保険法(昭和33年法律第192号)の規定による被保険者等の資格に関する情報

カ 対象者に係る高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)の規定による被保険者等の資格に関する情報

キ 対象者に係る外国人生活保護実施関係情報

(2) 重度医療費条例第8条第1項に基づく申請に係る事務 次に掲げる情報

ア 対象者又は当該対象者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税に関する情報

イ 対象者に係る国民健康保険法の規定による一部負担金の額及び保険給付の支給に関する情報

ウ 対象者に係る高齢者の医療の確保に関する法律の規定による一部負担金の額及び保険給付の支給に関する情報

エ 前号イからエまで及びキに掲げる情報

(3) 重度医療費条例第9条の規定による届出に係る事務 第1号に掲げる情報

第11条 条例別表第2の4の項の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ、当該各号に定める情報とする。

(1) 在宅心身手当支給条例第3条第2項の受給資格の認定に係る事務 次に掲げる情報

- ア 在宅心身手当支給条例第3条第2項の手当を受けようとする者（以下この条において「対象者」という。）に係る市町村民税に関する情報
- イ 対象者に係る障害者手帳等関係情報
- ウ 対象者に係る特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）第17条の障害児福祉手当、同法第26条の2の特別障害者手当又は国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号）附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する情報
- エ 対象者に係る特別児童扶養手当等の支給に関する法律第17条第2号並びに第26条の2第1号及び第2号に規定する施設への入所に関する情報

(2) 在宅心身手当支給条例第4条第2項の受給資格の喪失に係る事務 前号に掲げる情報

第12条 条例別表第2の5の項の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ、当該各号に定める情報とする。

(1) 朝霞市障害児・者日常生活用具給付等事業の給付の申請等に係る事務 次に掲げる情報

- ア 用具の給付等の助成を受けようとする者（以下この条において「申請者」という。）又は当該申請者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税に関する情報
- イ 申請者に係る生活保護実施関係情報
- ウ 申請者に係る中国残留邦人等支援給付実施関係情報
- エ 申請者に係る障害者手帳等関係情報
- オ 申請者に係る外国人生活保護実施関係情報

(2) 朝霞市障害者移動支援事業の利用の申請等に係る事務 前号に掲げる情報

第13条 条例別表第2の6の項の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ、当該各号に定める情報とする。

(1) 要保護等外国人に対する生活保護法第19条第1項の規定に準じた保護の実施に係る事務 次に掲げる情報

- ア 要保護等外国人であって、生活保護法第6条第2項の要保護者に準ずるもの又は同条第1項の被保護者に準ずるもの（以下「要保護者に準ずる者等」という。）に係る道府県民税又は市町村民税に関する情報
- イ 要保護者に準ずる者等に係る生活保護実施関係情報、生活保護法第55条の4第1項の就労

自立給付金の支給に関する情報又は同法第55条の5第1項の進学準備給付金の支給に関する情報

ウ 要保護者に準ずる者等に係る児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）第4条第1項の児童扶養手当の支給に関する情報

エ 要保護者に準ずる者等に係る母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第31条（同法第31条の10において読み替えて準用する場合を含む。）の給付金の支給に関する情報

オ 要保護者に準ずる者等に係る特別児童扶養手当等の支給に関する法律法律第17条の障害児福祉手当、同法第26条の2の特別障害者手当又は国民年金法等の一部を改正する法律附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する情報

カ 要保護者に準ずる者等に係る母子保健法（昭和40年法律第141号）第20条第1項の養育医療の給付又は養育医療に要する費用の支給に関する情報

キ 要保護者に準ずる者等に係る児童手当法（昭和46年法律第73号）第8条第1項（同法附則第2条第4項において準用する場合を含む。）の児童手当又は特例給付（同法附則第2条第1項の給付をいう。）の支給に関する情報

ク 要保護者に準ずる者等に係る介護保険法（平成9年法律第123号）第18条第1号の介護給付、同条第2号の予防給付若しくは同条第3号の市町村特別給付の支給又は同法第115条の45の地域支援事業の実施に関する情報

ケ 要保護者に準ずる者等に係る障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第6条の自立支援給付の支給に関する情報

（2）要保護等外国人に対する生活保護法第24条第1項の規定に準じた保護の開始若しくは同条第9項の規定に準じた保護の変更の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に係る事務 前号に掲げる情報

（3）要保護等外国人に対する生活保護法第25条第1項の規定に準じた職権による保護の開始又は同条第2項の規定に準じた職権による保護の変更に係る事務 第1号に掲げる情報

（4）要保護等外国人に対する生活保護法第26条の規定に準じた保護の停止又は廃止に係る事務 第1号に掲げる情報

（5）要保護等外国人に対する生活保護法第63条の規定に準じた保護に要する費用の返還に係る事務 第1号に掲げる情報

（6）要保護等外国人に対する生活保護法第77条第1項又は第78条第1項から第3項までの規定

に準じた徴収金の徴収（同法第78条の2第1項又は第2項の規定に準じた徴収金の徴収を含む。）に係る事務 第1号に掲げる情報

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成30年9月28日規則第20号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和5年3月27日規則第12号）

この規則は、公布の日から施行する。